

神奈川県監査委員公表第 14 号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 13 日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 柳 下 剛
同 斉 藤 たかみ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 5 年 10 月 10 日神奈川県監査委員公表第 19 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立 藤沢工科高 等学校	令和 5 年 7 月 20 日（令和 5 年 4 月 28 日職 員調査）	（不適切事項） 収入事務において、授業 料に充当すべき就学支援金 1 件、89,100 円について、 充当処理を行っておらず、 同額の授業料が収入未済と なっていた。	不適切事項については、就 学支援金事務担当者の退職に より引継ぎが行われなかった ことに加え、担当者以外の職 員の就学支援金制度に対する 理解が不足していたことによ るものであり、文部科学省か らの追加支給を受け、財務課 から再配当された後、令和 7 年 4 月 11 日に授業料への充当 が完了した。 今後は、このようなことが ないよう、事務の引継ぎを適 切に行い、所属として就学支 援金制度に対する正しい理解 を共有するとともに、複数の 職員による進捗状況の確認体 制を強化することにより再発 防止に取り組み、適正な事務 執行に努める。